

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市圃場整備土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成21年10月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	大矢 進	観音寺市原町1165番地	平成21年9月10日